

【1号議案】

実行委員会会則の改正について

1 実行委員会委員及び参与の変更にもなう改正

【内容】

第71回全国植樹祭島根県実行委員会会則の別表1の改正

(実行委員会委員)

改正前 島根県 広報部部长

改正後 ー

(実行委員会参与)

改正前 山陰中央テレビジョン放送株式会社 常務取締役報道制作局長

改正後 山陰中央テレビジョン放送株式会社 ニュース制作局長

第71回全国植樹祭島根県実行委員会会則の別表2の改正

(実行委員会幹事)

改正前 島根県広報部広報室長

改正後 島根県政策企画局広聴広報課長

第 71 回全国植樹祭島根県実行委員会会則

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この会は、第 71 回全国植樹祭島根県実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目 的)

第 2 条 実行委員会は、第 71 回全国植樹祭（以下「全国植樹祭」という。）の開催に必要な事業を行い、循環型林業や県民参加の森づくりを推進し、島根県の林業の成長産業化を図るとともに、歴史文化などさまざまな魅力を全国に発信することを目的とする。

(事 務 所)

第 3 条 実行委員会の事務所は、島根県松江市殿町 1 番地島根県庁内に置く。

(事 業)

第 4 条 実行委員会は、第 2 条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 全国植樹祭の運営に必要な企画及び調整に関すること。
- (2) 関係する機関及び団体との連絡調整等に関すること。
- (3) 全国植樹祭の式典行事、植樹行事及びこれらに係る整備に関すること。
- (4) 全国植樹祭の招待者等への案内、宿泊、輸送等に関すること。
- (5) 全国植樹祭に係る広報、協賛及び各種募集に関すること。
- (6) その他、全国植樹祭の目的を達成するために必要な事業に関すること。

第 2 章 組 織

(構 成)

第 5 条 実行委員会は、会長、副会長、委員、監事及び参与（以下「委員等」という。）で組織する。

- 2 委員等は、別表 1 に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、前項で定める別表 1 に掲げる職の追加を決定することができる。
- 4 会長は、前項の規定により決定したときは、次の総会にこれを報告しなければならない。

(委員等の職務)

第6条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき及び会長が特定の行為につき委任したときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。
- 3 委員は、この会則に従い議事の審議を行う。
- 4 監事は、会計の監査に当たる。
- 5 参与は、全国植樹祭の具体的な運営方法に関し、助言することができる。

(委員等の任期)

第7条 委員等の任期は、第18条の規定により実行委員会が解散する日までとする。

- 2 委員等は、就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体の役職を離れたときは、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。
- 3 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

(委員等の報酬及び旅費)

第8条 委員等への報酬及び旅費については支給しないものとする。ただし、会長が必要と認めた場合には支給することができる。

- 2 前項ただし書きの規定により旅費を支給する場合には、島根県職員の例に準じて支給することができるものとする。

第3章 会議

(会議の種類)

第9条 実行委員会に係る会議は、総会、幹事会及び専門委員会とする。

(総会)

第10条 実行委員会の総会（以下「総会」という。）は、会長、副会長及び委員（以下「実行委員」という。）並びに監事及び参与をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じ会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。
- 4 総会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。
 - (1) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (2) 全国植樹祭の企画及び運営の基本的事項に関すること。
 - (3) 事業計画、予算及び決算に関すること。
 - (4) 専門委員会へ付託する事項に関すること。
 - (5) その他全国植樹祭の開催に関して重要な事項に関すること。
- 5 総会は、実行委員の過半数の出席がなければ開会することができない。

- 6 総会の議事は、出席した実行委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 総会に出席できない実行委員は、あらかじめ通知された事項について代理人にその権限を委任するか、又は、書面をもって議決に加わることができる。
この場合において、前第5項及び第6項の規定の適用については、出席した実行委員とみなす。
- 8 会長が必要と認める場合は、書面をもって表決し、総会の議決に代えることができる。
- 9 会長は、必要があると認めるときは、総会に実行委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会長の専決処分)

- 第11条 会長は、緊急を要し総会を招集することができないと認められる場合は、前条第4項各号に掲げる事項について専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の総会にこれを報告しなければならない。

(幹事会)

- 第12条 実行委員会に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、幹事長、幹事（以下「幹事等」という。）をもって構成する。
 - 3 幹事等は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
 - 4 幹事長は、必要があると認めるときは、前項で定める別表2に掲げる職の追加を決定することができる。
 - 5 幹事長は、前項の規定により決定したときは、次の幹事会にこれを報告しなければならない。
 - 6 幹事会の会議は、幹事長が招集し、幹事長又はあらかじめ幹事長が指名した幹事はその議長となる。
 - 7 第7条及び第8条の規定は、幹事会において準用する。この場合において、「委員等」とあるのは「幹事等」と読み替えるものとする。
 - 8 幹事会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。
 - (1) 総会に付議すべき事項に関すること。
 - (2) 緊急に審議し、決定することが必要な事項に関すること。
 - (3) 第10条第4項各号に掲げる事項以外で、全国植樹祭の実施に関して必要な事項に関すること。
 - (4) その他会長が必要と認める事項に関すること。
 - 9 幹事会は、前項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項を審議し、決定したときは、次の総会にこれを報告しなければならない。

- 10 第 10 条第 5 項から第 8 項までの規定は、幹事会の会議において準用する。この場合において「総会」とあるのは「幹事会」に、「実行委員」とあるのは「幹事等」にそれぞれ読み替えるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、幹事会に必要な事項は、会長が別に定める。

(専門委員会)

第 13 条 実行委員会に専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会は、専門委員長及び専門委員（以下「専門委員等」という。）をもって構成し、専門委員等は会長が委嘱する。
- 3 専門委員等の任期は、会長が定める。
- 4 専門委員会は専門委員長が招集し、専門委員長又はあらかじめ専門委員長が指名した専門委員がその議長となる。
- 5 専門委員会は、総会から付託された専門的事項について調査及び審議し、決定する。
- 6 専門委員会は、前項に掲げる事項を調査及び審議し、決定したときは会長に報告しなければならない。
- 7 前各項に定めるもののほか、専門委員会に必要な事項は、会長が別に定める。

第 4 章 事務局

(事務局)

第 14 条 実行委員会の事務を処理するために、第 71 回全国植樹祭島根県実行委員会事務局（以下「事務局」という。）を島根県農林水産部内に置く。

- 2 事務局に、事務局長及び事務局職員を置く。
- 3 事務局は、別表 3 に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、この会則に定めるもののほか、会長が別に定める。

第 5 章 経費及び会計

(経費)

第 15 条 実行委員会の事業に必要な経費は、負担金、協賛金及び雑収入をもって充てる。

(事業計画、予算及び決算)

第 16 条 実行委員会の事業計画及び収支予算は事務局長が編成し、総会の承認を得なくてはならない。

- 2 実行委員会の収支決算は事務局長が作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 17 条 実行委員会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終

わる。

- 2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定めるもののほか、島根県の財務に関する諸規程に準ずるものとする。

第6章 解散

(解散)

第18条 実行委員会は、第2条の目的が達成されたときには、総会の議決をもって解散するものとする。

- 2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、島根県に帰属するものとする。

第7章 補則

(補則)

第19条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この会則は、平成29年8月2日から施行する。
- 2 実行委員会設立当初の会計年度は、第17条の規定にかかわらず、実行委員会の設立の日から平成30年3月31日までとする。
- 3 会長がやむを得ず必要と認めた経費については、実行委員会による予算の議決前に支出できるものとする。この場合において、当該支出した経費を収支予算案に含めるものとする。

附則

この会則は、平成30年7月9日から施行する。

附則

この会則は、平成31年1月25日から施行する。

附則

この会則は、令和元年7月9日から施行する。

附則

この会則は、令和2年1月24日から施行する。

附則

この会則は、令和2年8月 日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係) 【実行委員会】

職名	区分	所 属	役職
会長	島根県	島根県	知事
副会長	島根県議会	島根県議会	議長
	島根県	島根県	副知事
	林業関係団体	公益社団法人島根県緑化推進委員会	代表理事会長
委員	国	林野庁近畿中国森林管理局島根森林管理署	署長
		環境省中国四国地方環境事務所 大山隠岐国立公園管理事務所	所長
		市町村関係	島根県市長会
	島根県町村会		会長
	大田市		市長
	学識者	島根大学生物資源科学部	教授
	林業関係団体	島根県森林組合連合会	代表理事会長
		一般社団法人島根県森林協会	会長
		一般社団法人島根県木材協会	会長
		島根県林業種苗協同組合	理事長
		国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター松江水源林整備事務所	所長
		島根県林業研究グループ連絡協議会	会長
	農業関係団体	島根県農業協同組合中央会	代表理事会長
	建設業関係団体	一般社団法人島根県建設業協会	会長
		一般社団法人島根県建築士会	会長
	観光・物産関係団体	公益社団法人島根県観光連盟	会長
		一般社団法人島根県物産協会	会長
	宿泊・旅客 関係団体	島根県旅館ホテル生活衛生同業組合	理事長
		一般社団法人島根県旅客自動車協会	会長
		西日本旅客鉄道(株)米子支社	執行役員米子支社長
	経済関係団体等	島根経済同友会	代表幹事
		島根県商工会議所連合会	会頭
		島根県商工会連合会	会長
	環境関係団体	公益財団法人しまね自然と環境財団	理事長
	市民関係団体	島根県連合婦人会	会長
	福祉関係団体	社会福祉法人島根県社会福祉協議会	会長
	教育関係団体	島根県 PTA 連合会	会長

委員	県	政策企画局	局長
		総務部	部長
		広報部	部長
		防災部	部長
		地域振興部	部長
		環境生活部	部長
		健康福祉部	部長
		農林水産部	部長
		商工労働部	部長
		土木部	部長
		教育委員会	教育長
		警察本部	本部長
4243名（会長・副会長3名・委員3839名）			

監事	県	島根県会計管理者	会計管理者
	市町村	大田市会計管理者	会計管理者
監事2名			

参与	報道関係	株式会社朝日新聞社松江総局	総局長
		株式会社毎日新聞社松江支局	支局長
		株式会社読売新聞社松江支局	支局長
		株式会社産業経済新聞社松江支局	支局長
		株式会社日本経済新聞社松江支局	支局長
		株式会社中国新聞社松江支局	支局長
		株式会社山陰中央新報社	常務取締役・編集局長
		株式会社新日本海新聞社松江支社	支社長
		株式会社島根日日新聞社松江支局	支局長
		一般社団法人共同通信社松江支局	支局長
		株式会社時事通信社松江支局	支局長
		日本放送協会松江放送局	局長
		株式会社山陰放送松江支社	支社長
		日本海テレビジョン放送株式会社島根総局	常務取締役島根総局長
		山陰中央テレビジョン放送株式会社	常務取締役報道制作局長 ニュース制作局長
		株式会社テレビ朝日松江支局	支局長
		株式会社エフエム山陰	放送事業部 制作専任部長
参与17名			
総数6162名			

別表 2 (第 12 条関係) 【実行委員会 幹事会】

職名	区分	所 属	役職
幹事長	島根県	島根県農林水産部	部長
幹事	国	林野庁近畿中国森林管理局島根森林管理署	次長
		環境省中国四国地方環境事務所 大山隠岐国立公園管理事務所 松江管理官事務所	国立公園管理官
		林業関係団体	公益社団法人島根県緑化推進委員会
		島根県森林組合連合会	代表理事専務
		一般社団法人島根県森林協会	専務理事
		一般社団法人島根県木材協会	専務理事
		島根県林業種苗協同組合	事務局職員
	経済団体等	島根県商工会議所連合会	事務局長
		島根県商工会連合会	事務局長
	物産関係団体	一般社団法人島根県物産協会	専務理事
	市町村	大田市産業振興部	部長
	県	島根県農林水産部	次長 (林業)
		島根県総務部人事課	課長
		島根県政策企画局広聴広報課 島根県広報部広報室	課長 室長
		島根県環境生活部自然環境課	課長
		島根県商工労働部観光振興課	課長
		島根県教育委員会教育指導課	課長
		島根県警察本部警備部警衛対策課	課長
	幹事 19 名		

別表 3 (第 14 条) 【実行委員会 事務局】

事務局職名	機関・団体・役職名
事務局長	島根県農林水産部 林業課 全国植樹祭推進室長
職員	島根県農林水産部 林業課 全国植樹祭推進室職員